

第5回 八王子市子ども・子育て支援審議会

配付資料

(平成26年4月21日)

○八王子市母子福祉資金貸付条例について ----- 1

○八王子市母子福祉資金貸付条例（案） ----- 2

○八王子らしい子育て環境をどうつくっていくか ----- 3

別冊

○東京都母子福祉資金 貸付のご案内

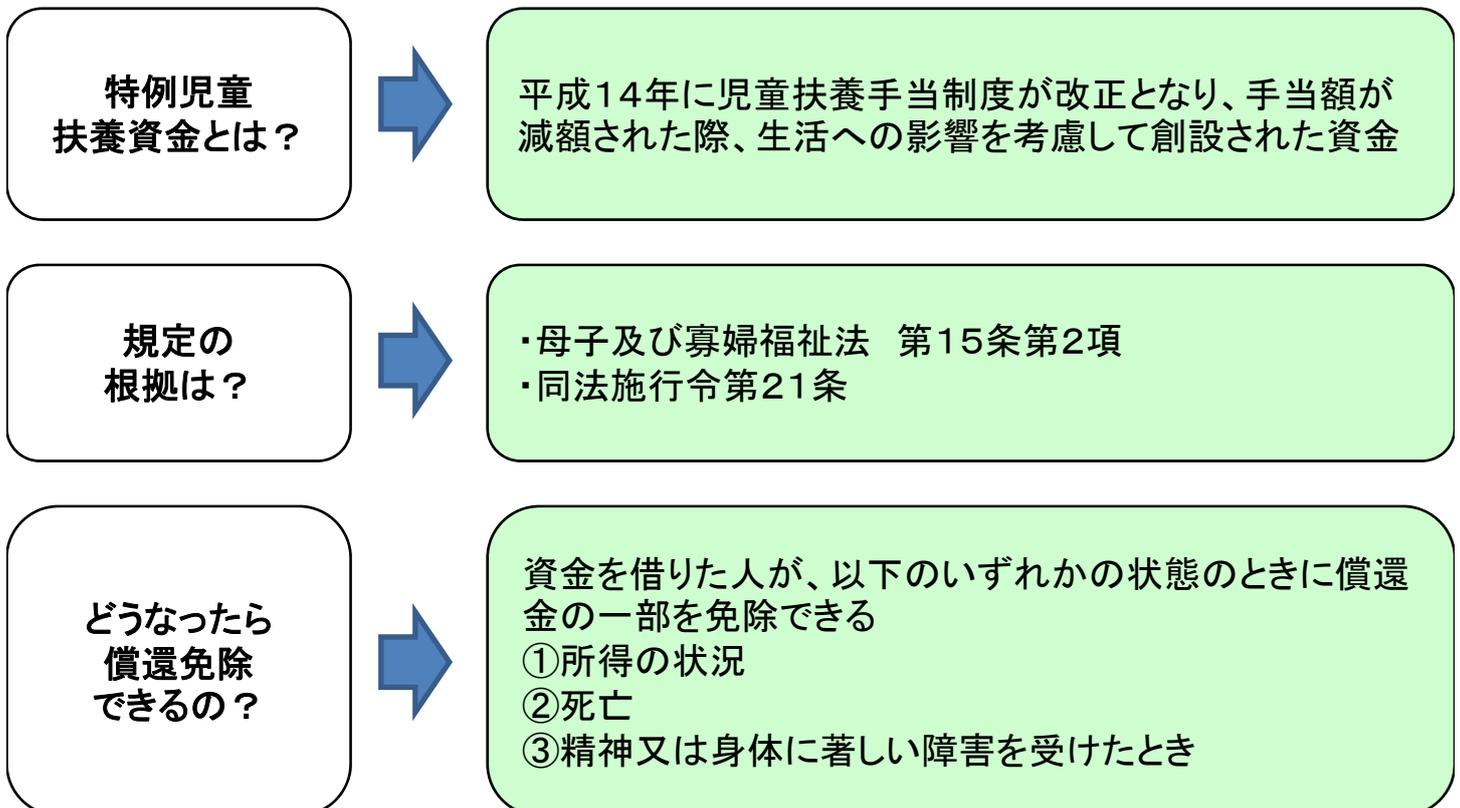
○子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK

八王子市母子福祉資金貸付条例について

母子福祉資金の概要

目的	配偶者のない女子であって現に20歳未満の児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。
資金の種類	児童の学費(修学資金等)、就職のための資金、事業資金、生活費、転宅費など12種類(パンフレット参照)
貸付条件等	・利子:児童の学費については原則無利子 資金の種類によっては、年1.5% ・児童の学費以外は原則連帯保証人が必要となる
貸付実績	平成25年度 186件 88,712,300円 ※貸付金の約9割が児童の学費

特例児童扶養資金の償還免除について



八王子市母子福祉資金貸付条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童又は母子福祉団体に対し、必要な資金の貸し付けを行うことによって、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって母子の福祉を増進することを目的とする。

（償還未済額の一部の償還の免除）

第 2 条 八王子市は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 207 号）附則第 4 条第 1 項に規定する特例児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況その他次に掲げる事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、八王子市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

（委任）

第 3 条 前条に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 八王子市は、法附則第 3 条の規定に基づき、当分の間、父母のない児童に対しても同様に、その福祉の増進のために必要な資金を貸し付けることができる。

議題：八王子らしい子育て環境をどうつくっていくか

1 子ども・子育てに対するリスクってどんなもの？

- ・学び
- ・遊び
- ・居場所
- ・安全・安心

2 これからの子ども・子育て支援の目指すところ

～ 新たな「こども育成計画」のコンセプト ～